



## LEGAL UPDATE

2022年6月

### 政府保証のない企業のオフショアローンの条件に関する通達案

ベトナム国家銀行（SBV）は、政府保証のない企業のオフショアローンの条件に関する通達案（本通達案）を公開した。本通達案の施行により 2014 年 3 月 31 日付通達第 12/2014/TT-NHNN 号（12 号通達）が失効する。本稿では、本通達案の主な改正点を紹介するが、法令として正式に公布されるまでに、内容が変更される場合があることをご留意いただきたい。

#### 1. 「外貨デリバティブ」の新しい概念の導入<sup>1</sup>

12 号通達では、政府保証のない企業のオフショアローンの為替変動リスクについて規定していないが、本通達案では、以下の原則に基づき、(1) 借主が信用機関、外国銀行支店である場合、(2) 借主が十分な外貨調達源を持つ予定である場合を除き、借主が外貨デリバティブ取引を行う義務を明記に規定した。

- ▽ 短期オフショアローン：借主は、借入日またはそれ以前の時点において、50 万米ドル以上、または同等の価値のある他の外国通貨の短期ローンの外貨デリバティブ取引を行わなければならない。最低取引額は出金額の 30% である。
- ▽ 中長期オフショアローン：借主は、50 万米ドル以上、または同等の価値のある他の外国通貨の元本返済の外貨デリバティブ取引を行わなければならない。最低取引額は元本返済額の 30% である。取引日は、元本返済日の 3 か月以上前である。

上記の条件を満たすため、借主は、オフショアローンの返済時に外貨デリバティブ取引が完了したことを証明する書類を、口座サービスを提供した許可の信用機関に追加で提示することが求められる<sup>2</sup>。

このような外貨デリバティブの導入は、外貨不足のリスク軽減につながる一方で、借主にとってはローン費用、事務処理の負担となる可能性がある。

#### 2. オフショアローンの費用の上限<sup>3</sup>

オフショアローンの費用が、随時に国家銀行総裁の決定に従う場合を除き、当事者双方の同意に従うものとする 12 号通達と異なり、本通達案では、費用の上限を明記に課している。

(i) 外貨建てオフショアローンについて：

費用は、参照金利 + 年率 8%（参照金利を使用するオフショアローンの場合）、または

<sup>1</sup> 本通達案第 10 条 1 項

<sup>2</sup> 本通達案第 10 条 3 項 a 号

<sup>3</sup> 本通達案第 9 条 1 項



SOFR Term Rate + 年率 8% (参照金利を使用しないオフショアローンの場合)

(この SOFR Term Rate は、CME が公式 Web サイトで発表した 6 か月の期間に適用される SOFR Term。)

(ii) ベトナムドン建てオフショアローンについて：

ベトナム国債金利 + 年率 8%。

上記の費用の上限は、SBV がローン金利を監視するのに役立ち、それにより SBV は、ベトナムでの投資活動から得た資金/利益をベトナム政府への納税義務なしに母国に送金するために、当事者が、書類上の非常に高いオフショアローン金利で合意に達することができる抜け穴を防ぐことができる。

### 3. オフショアローンの目的の細分化・絞り込み

オフショアローン市場の管理を強化するため、12 号通達と比べると、本通達案におけるオフショアローンの目的が絞られ、具体的に規定された。

a) 借主が信用機関、外国銀行支店である場合

(i) 合法的な生産・ビジネスのための借主の資本規模を拡大する、(ii) 借主の既存のオフショアローンを再構築すること、という 2 つの目的のみとする<sup>4</sup>。

b) 借主が信用機関、外国銀行支店ではない場合

12 号通達と異なり、オフショアローンの目的はより厳格に定められた。本通達案で規定された短期オフショアローンは、(i) 居住者のローンに対する支払い、(ii) 証券の購入、他の企業の株式の取得、投資のための不動産の購入、プロジェクトの譲渡を受けることによって生じる債務に対する支払いには使用してはならないものとされた<sup>5</sup>。

本通達案では、中長期のオフショアローンを、(i) 借主の投資プロジェクトの実施、(ii) 借主の合法的な生産・事業のための資本規模の拡大、(iii) 借主の既存のオフショアローンの再構築に使用することができるとしている<sup>6</sup>。

また、本通達案はローンの目的の遵守を管理することを規定した。本通達案は、信用機関と外国銀行支店である借主に対し、オフショアローン使用計画においてローン使用目的を詳細に明示し、その目的を確保する責任を負い、本通達案で規定されたオフショアローンの条件に関する規定を遵守することを求めている<sup>7</sup>。また、信用機関と外銀銀行支店ではない借主が中長期のオフショアローン（資本規模の拡大や既存のオフショアローンの再構築）を借りる、また短期ローンを借りる際には、特定のオフショアローン使用計画においてローン使用目的を詳細に明示することを求めている<sup>8</sup>。

<sup>4</sup> 本通達案第 12 条第 1 項

<sup>5</sup> 本通達案第 15 条第 1 項

<sup>6</sup> 本通達案第 15 条第 2 項

<sup>7</sup> 本通達案第 12 条第 2 項

<sup>8</sup> 本通達案第 15 条第 4 項



本通達案では、不動産投資、証券取引、M&A 等リスクの高い分野では、上記の 2 種類の借主による短期オフショアローンは奨励されないことが示唆されている。

#### 4. オフショアローンの限度額

本通達案では、各ローン目的に適用されるローン限度額を規定した。

##### 4.1. 借主が信用機関・外国銀行支店である場合<sup>9</sup>

- (i) 短期ローンについて：以下のスケジュールに基づき、借主は、出資金総額に対するオフショアローン（予定の短期ローンを含む）の残高の最大比率を確保することが必要である。
  - (a) 2023 年：信用機関には 25%、外国銀行支店には 100%を適用される。
  - (b) 2024 年以降：信用機関には 20%、外国銀行支店には 80%を適用される。
- (ii) 中長期ローンについて：借主が出資した資本に対する、当該年度中の中長期ローン（予定の短期ローンを含む）の正味引き出し額（借入額 - 返済額）の合計が、(a) 借主が商業銀行の場合は 10%、(b) 非銀行信用機関、外国銀行支店、合作銀行、政策銀行の場合は 50%を超えてはならない。

##### 4.2. 借主が信用機関・外国銀行支店ではない場合<sup>10</sup>

- (i) 投資プロジェクトの実施のため：そのプロジェクトのための借主の国内と海外の中長期ローン（予定の短期ローンを含む）残高の上限は、投資資本総額と、投資方針の承認決定と投資登録証明書に記載された出資資本との差額を超えないものとする。
- (ii) 製造営業用の資金規模の拡大に使用する場合、国内および海外の中長期ローンの合計額（借入予定ローンを含む）は、オフショアローン締結時点の直近の監査済み財務諸表に記載される自己資本額（定款資本のほか、内部留保利益・資産再評価益などを含む）または定款資本額のうちの高いほうの額の 3 倍を超えないものとする。
- (iii) 既存のオフショアローンの再構築：ローン限度額は、再構築が必要なオフショアローンの元利金を超えないものとする。

---

<sup>9</sup> 本通達案第 13 条

<sup>10</sup> 本通達案第 16 条

**Disclaimer:** The Vietnam offices of TMI Associates presents this legal update only for the purpose of providing clients with an update of the recent legal changes in Vietnam instead of providing any legal advice or legal opinion on the same. Consequently, this legal update should not be used as legal advice for any matters in any cases for whatsoever reasons. Moreover, this legal update is drafted in compliance with the legal document(s) as mentioned herein at the date subscribed above, so such legal document(s) may amended, supplemented, replaced or abolished at the time of this legal update being read. Accordingly, it is strongly recommended to contact us for an official confirmation on the validity of the legal document(s) in question.



ご質問は下記まで：

[ ホーチミンオフィス ]

岡田英之 Hideyuki Okada/小林 亮 Ryo Kobayashi/Nguyen Thi Hong Phuc/Le Thi Bich Tram/Dao Thi Lan Anh

Tel: +84-28-6299-0666

Email: [hochiminh@tmi.gr.jp](mailto:hochiminh@tmi.gr.jp)

[ ハノイオフィス ]

岡田英之 Hideyuki Okada/小幡葉子 Yoko Obata/Le Phuong Lan/Nguyen Le Tram/Nguyen Thu Huyen/Le Duc Son

Tel: +84-24-3826-3826

Email: [hanoi@tmi.gr.jp](mailto:hanoi@tmi.gr.jp)

**Disclaimer:** The Vietnam offices of TMI Associates presents this legal update only for the purpose of providing clients with an update of the recent legal changes in Vietnam instead of providing any legal advice or legal opinion on the same. Consequently, this legal update should not be used as legal advice for any matters in any cases for whatsoever reasons. Moreover, this legal update is drafted in compliance with the legal document(s) as mentioned herein at the date subscribed above, so such legal document(s) may amended, supplemented, replaced or abolished at the time of this legal update being read. Accordingly, it is strongly recommended to contact us for an official confirmation on the validity of the legal document(s) in question.